

○岬町庁舎管理規則第5条第15号に規定する別に定めるものを定める要綱

(令和6年度岬町要綱第71号)

(趣旨)

第1条 岬町庁舎管理規則(令和6年岬町規則第27号。以下「規則」という。)第5条第15号に規定する別に定めるものについては、この要綱の定めるところによる。

(撮影等に係る行為の禁止の適用を除外するもの)

第2条 規則第5条第15号に規定する別に定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 官公署、学校その他公共的団体等が、業務を遂行する上で必要な記録を目的に行うもの
 - (2) 本町から委託等を受けた者が、当該委託等を履行する上で必要な記録を目的に行うもの
 - (3) 戸籍法(昭和22年法律第224号)又は住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づく届出を行う者又はその関係者が、当該届出の記念を目的に行うもの
 - (4) 障がい者又は日本語が不自由な外国人等が、その者のみで手続等を行う場合において、その者に対する配慮の提供が必要と認められるときに行うもの
 - (5) 庁舎に掲示され、又は展示されているものの記録を目的に行うもの(著作権を侵害し、又はそのおそれがあるもの及び法令等により禁止されるものを除く。)
 - (6) 表敬訪問、視察、集会その他これらに類する行為の記録を目的に行うもの
 - (7) 町の行事の記録を目的に行うもの
 - (8) 屋外で行うもの
 - (9) 災害又は事故の発生その他特別な事態に対処するために行うもの
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、撮影等に係る行為の禁止の適用を除外しなければ支障が生ずるおそれがあるため、町長が特に必要と認めるもの
- 2 前項第10号の規定の適用を受けようとする者は、庁舎内行為承認申請書(別記様式)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 規則第6条第1項ただし書、第2項及び第3項の規定は、前項の規定による承認をする場合について準用する。

(その他)

第3条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

年 月 日

庁舎内行為承認申請書

庁舎管理者 あて

住所又は所在地

申請者 氏名又は名称及び代表者氏名

電話番号

岬町庁舎管理規則第 5 条第 1 5 号に規定する別に定めるものを定める要綱第 2 条第 2 項の規定により、次のとおり申請します。

行為の目的及び内容	
行為の場所	
行為の日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
禁止の適用を除外しなければ支障が生ずるおそれがある理由	
その他 (機材等)	
責任者氏名 及び連絡先	氏名 連絡先（電話番号）
確認事項	☐ 暴力団の利益になるような行為ではありません。 ☐ 庁舎内では、岬町庁舎管理規則を遵守します。

備考

- 1 「その他」の欄は、使用する機材等を記入してください。
- 2 「確認事項」の欄は、該当することを確認した上で、☐にレ印を付してください。